

令和6年能登半島地震により被災されたお客様に対する 電気料金の特別措置について

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。 当社は、令和6年能登半島地震に伴う被害により災害救助法が適用された地域及びその周辺地域において、被災されたお客様から<u>お申し出があった場合に限り</u>、下記の特別措置を講ずることといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

1) 2024 年 1 月 1 日に災害救助法が適用された地域及びその周辺地域 ※別紙「特別措置の対象地域について」参照

2. 特別措置の内容

1) 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客様の 2023 年 12 月、2024 年 1 月及び 2 月、3 月分の電気料金の支払期日を各々 1 カ月延長いたします。

※支払期日は検針日の属する月の翌月末日をいいます。ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

※お支払い方法により対応できない場合がございますので予めご了承ください。

2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客様が被災時より全く電気を使用されなかった月から6カ月間に限り、電気料金(不使用月は基本料金の半額)を申し受けません。

3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客様の電気設備の一部が使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024 年 7 月末日まで申し受けません。※算定方法は各送配電事業者に準じます。

3. お手続き方法

以下の窓口にお問い合わせください。

TEL: 050-2018-6009 【受付時間】平日9:00~17:00【休業日】土日・祝日・年末年始

問い合わせフォーム: https://tohoku.enexhl.jp/hltservice/contact/

別紙:特別措置の対象地域について(東北電力供給エリア抜粋)

■**災害救助法適用市町村** ※令和 6 年 1 月 1 日 22 時 00 分内閣府発表 【新潟県】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越 市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■災害救助法が適用された地域に隣接する地域 ※各送配電事業者の発表に準じます 【新潟県】

新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、 南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

【福島県】

南会津郡只見町

以上